

第 28 号議案

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 2 年（2020 年）5 月 22 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

学校保健安全法第 20 条に基づく区立学校の臨時休業により、不足した授業時数を確保するため、夏季休業日に係る規定を整備する必要があるため。

中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和2年度における第3条第1項第2号ア及び第3条の2第1項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「7月21日から8月31日まで」とあるのは、「8月8日から同月31日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。